

<参考資料>：遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1426号）の全部を改正する告示案（概要）

- 第1第1項：第1の対象は、ウォーターライド（別表第一（四））及び観覧車（別表第二（四））を除く全て。
- 第1第2項、第3項：下記の加速度（持続時間が200msec以上）区分に応じた身体保持装置を設けること。

【身体保持装置の分類】

例示仕様

身体保持装置「A型」←
 身体保持装置「B型」：「A型」の構造＋固定位置調整機能※7

【「A型」の構造】

- 解除し、又は緩めるために、乗客、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。（第2項第1号イ）
- 運転者又は運転補助者による装着確認を容易に行うことができる構造であること。（第2項第1号ロ）
- 座席に背もたれを設け、かつ、装着している間に乗客が容易にくぐり抜けることができない構造であること。（第2項第1号ハ）

- ※7 固定位置調整機能：客席部分にいる人の体格に応じて調整することができる構造であること。ただし、客席部分にいる人が客席部分から落下するおそれがない構造である場合は、この限りでない。（第2項第2号ロ、第3項第2号イ(1)）
- ※イ 個別設置：客席部分にいる人に対し個別に設けた構造であること。（第3項第1号・第2号イ(2)・ロ、第4項第2号ロ）
- ※リ 横滑り防止対策：横方向の加速度による横滑りを防止できるよう、座席に突起を設けることその他の措置を講じたものであること。（第3項第1号ただし書・第2号イ(2)・ロ）
- ※I 危害防止対策(横方向)：客席部分に生ずる横方向の加速度により客席部分にいる人が危害を受けるおそれがないよう、緩衝材その他の上体を保護する部材を設けた構造であること。（第3項第2号イ(3)・ロ）
- ※オ 解除防止機能：解除し、又は緩めるために、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。（第4項第2号ハ）

【加速度区分に応じた身体保持装置の構造】 ※ただし、第1第4項の検討が別途必要。

加速度		横方向の加速度（単位：m/s ² ）			12 以上 （横加速度領域三超）
		3 未満（横加速度領域一）	3～5 未満（横加速度領域二）	5～12 未満（横加速度領域三）	
（前後方向及び上下方向の加速度による）	領域一	必要とされる機能 -	・身体保持装置「A」 ＋個別設置※イ又は横滑り防止対策※リ	・身体保持装置「B」 ＋個別設置※イ又は横滑り防止対策※リ ＋危害防止対策対策(横G)※I	大臣認定
	領域二	・身体保持装置「A」 ※ただし、下記に該当する場合は「不要」（第7項） ①地盤面から客席部分の床まで2m未満であること ②下記のいずれか場合において、側壁等を設けたもの 一 地盤面から客席部分の床まで5m未満(座使用) ⇒ 床面から55cm以上・座席面から30cm以上の側壁＋乗降口扉 二 地盤面から客席部分の床まで5m以上(座使用) ⇒ 床面から80cm以上・座席面から40cm以上の側壁＋乗降口扉 三 地盤面から客席部分の床まで2m以上（立って使用） ⇒ 床面から1.1mの側壁＋乗降口扉	・身体保持装置「A」 ＋個別設置※イ又は横滑り防止対策※リ	・身体保持装置「B」 ＋個別設置※イ又は横滑り防止対策※リ ＋危害防止対策対策(横G)※I	
	領域三	・身体保持装置「A」	・身体保持装置「B」 ＋個別設置※イ又は横滑り防止対策※リ		
	領域三超	大臣認定			

■第1第4項 客席部分の床の高さ、傾斜角度に応じた身体保持装置の構造

客席部分の床の高さ、傾斜角度	① 客席部分の床（床がない場合にあつては、座席面）の最高部の高さ ≥ 2m ※ただし、領域1かつ横方向の加速度3(m/s ²)未満の場合で、側壁等を客席部分に設け、かつ乗降口に扉を設けたものを除く。	・身体保持装置「B」
	② 客席部分の傾斜角 ≥ 45° ※事故等で停止した場合に客席部分の人が客席から落下することなく速やかに客席部分が水平に戻るもの又は客席部分を壁若しくは囲いで囲う等客席部分の人の客席部分から外への落下を防止する措置を講じたものを除く。	・身体保持装置「B」 ＋個別設置※イ ＋解除防止機能※オ

■第1第5項・第6項 その他の規定

客席部分への手すり、背もたれ等の設置（第5項）	手すりその他の客席部分にいる人が自らの体を支えることができる設備を設けること。
乗降口の扉を設ける場合（第6項）	次に掲げる構造とすること。 一 施錠する装置を設けた構造であること。ただし、運転中に扉を開くことができない構造である場合にあつては、この限りでない。 二 開閉するために、乗客、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。 三 動力を用いて開閉する扉にあつては、扉の開閉により身体の一部が挟まれることのないように必要な措置を講ずるか、又はその閉まる力が150N以下となるようにすること。

■第2（略） ※ウォーターライド（別表第一（四））の規定（現告示と同じ）

■第4 使用の制限の掲示

客席部分には、遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示すること。ただし、乗り場において当該事項を掲示した場合にあつては、この限りでない。（現告示と同じ）

■第3（略） ※観覧車（別表第二（四））の規定（現告示と同じ）